

# 全市民的な文協へ

文化協会会長 松川 始

あなたの善意を国際交流に 募集中

## 国際交流人材バンクに登録を！

山梨県では、国際交流や国際協力活動をさらに盛んにするため、現在建設中の山梨県立国際交流センターの完成に合わせて、「山梨県国際交流人材バンク」を設置します。

これは、県民の皆さまの善意や語学力等の技術を、国際交流などに生かしていくためのボランティア制度です。

どうか、あなたの善意や技術を、このバンクに登録してみませんか。

また、このバンクを活用して、国際交流活動をしてみませんか。

### 問合先

山梨県私学・国際課国際交流担当

☎0552 (37) 1111 内線2411

都留市文化協会(都留文協)は種々の学習を通して、自分達の生活にうるおいを求めると共に、文化の香り高い街づくりを目指して研修しています。会員数は二十四部門、一五三名、傘下には六十二の団体があります。

### \*活動の様子

昭和六十二年に創立三十周年を迎え、記念誌の発刊、文学碑の建立等を行いました。それを契機として、四十周年を目指して一層の飛躍を期する為、会員名簿を作製し、無料配布を行うと共に、調査、広報、記録の三委員会制を採用して、この情報化時代に即して行く事になり、既に活発な活動を行っています。

\*他市町村との交流

文化協会によって代表されるものではなく、市民の多くが、豊かな情操、高い教養を持って生活を営んでいる街のことを言いますから、文化協会の会員が増加し、活発にして、即都留市の文化度の上昇となり、文化都市の実体に迫って行く事にほかならないと思います。

都留文協は、傘下団体の育成強化をはかると共に、どうしたら都留市の文化を高める事が出来るかを真剣に考え、種々の事業を行っています。

遠藤副会長が、研究発表を行い、討議が行われましたが、県内文協に於ても、都留文協が一步も二歩も他文協をリードしている事が実証されました。

### \*豊かな文化活動を目指して

文教都市とは、一握りの優れた文化人によって代表されるものではありません。市民の多くが、豊かな情操、高い教養を持って生活を営んでいる街のことを言いますから、文化協会の会員が増加し、活発にして、即都留市の文化度の上昇となり、文化都市の実体に迫って行く事にほかならないと思います。

毎年十一月に行われる都留市文化祭は、教育委員会との共催ですが、文教都市と言われる都留市にとっては、その特色を發揮する最も大きなイベントとも言えるものであって、かつては、都留文協が単独で行っていたものです。これを全市民的なものとして、盛り上げる為、四年前から市との共催に踏み切りました。最近は内容に於ても、他市町村の文化祭等を見学して、努力研究しているので、やはがては、県下最高のものとなる事を確信しています。

文化祭を市民総参加の祭りとする為には、行政の協力が必須条件であります。がふるさと会館の建設を機に、一層の連携を深め、その成功を期したいと思います。

甲府地方法務局  
登記所からのお知らせ

昨年十一月二十八日の山梨県文化協会連合会の研究会に於ても、「文協の情報化」の問題が取り上げられ、これについて、都留文協

化ホール建設促進の署名運動等は、それの一例とも言えるものであります。

\*文協で活動してみませんか

平成元年を記念して作った会員名簿を分析して見ると、会員の分

布は、市内全域に亘っていますが、地域により、稀薄地域と濃密地域とがある事、また青年層の少ない部門等があることが、はつきりしてきました。此等の問題について

祭として、進んで参加して欲しいと思います。

4月1日から会社及び各種法人の登記簿の閲覧が有料(300円)になるとともに、登記簿の謄本・抄本・証明・閲覧等の手数料が次表のとおり改定されました。詳しここは法務局の窓口でお尋ねください。

# 青年海外協力隊員募集

▽応募資格：20歳から39歳までの青年

▽募集期間：4月15日(日)～5月31日(木)  
(願書締切5月31日)

▽選考試験：1次／筆記試験(6月17日)  
2次／面接試験(7月18日  
～7月25日のうちの1日)

▽派遣期間：原則として2年間

▽派遣職種：農林水産・加工・保守操作  
土木建築・保健衛生・教育  
文化・スポーツの7部門、  
約150職種

問合先：山梨県私学・国際課国際  
交流担当  
☎0552(37)1111 内2413

### 募集説明会

日 時 5月22日(火)午後6時30分から  
場 所 富士吉田市民会館

申 請 内 容	手 数 料 額
① 登記簿の謄本・抄本、登記事項証明書	1通 500円
② 商号・未成年者・後見人・支配人登記簿の謄本・抄本	1通 300円
③ 登記簿等の閲覧	1登記用紙(事件) 300円
④ 登記事項要約書	1登記記録 300円
⑤ 地図または建物所在図の全部または一部の写し	1筆(個) 300円
⑥ 地図または建物所在図の閲覧	1枚 300円
⑦ 登記事項に変更がない事、ある事項の登記がない事の証明	1件 300円
⑧ 印鑑の証明書	1件 300円
⑨ 鉛害賠償登録簿の謄本・抄本	1通 500円
⑩ 鉛害賠償登録簿等の閲覧	1登記用紙(事件) 300円

4月1日から会社及び各種法人の登記簿の閲覧が有料(300円)になるとともに、登記簿の謄本・抄本・証明・閲覧等の手数料が次表のとおり改定されました。詳しここは法務局の窓口でお尋ねください。